

令和5・6年度 小坂町小規模修繕等契約希望者登録制度について

令和5年3月1日

小坂町が発注する小規模な修繕等について、建設業者等級格付名簿に申請することが困難な町内の小規模業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって町内経済の活性化を図ることが目的です。

1. 対象となる小規模修繕

次の業種の修繕のうち、内容が軽易で履行の確保が容易なものと認められるもので1件の金額が50万円以下(消費税及び地方消費税の額を含む。)のものであります。

- ①土木一式 ②建築一式 ③大工 ④屋根・板金 ⑤電気 ⑥塗装
- ⑦管 ⑧ガラス ⑨建具(木製・金属) ⑩内装仕上げ
- ⑪その他(防水、自動車整備、体育施設等)

2. 登録できる者

町内に本店を有する法人、又は町内に住所を有する個人事業主で、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等は問いません。

ただし、次の項目に該当する方は登録できません。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(いわゆる暴力団対策法)に規定する暴力団員であると認められる者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 自ら履行出来ない者
- (5) 町税等を滞納している者
- (6) その他公共の発注の相手方として不相当と認められる者

3. 登録の申請

以下の書類を小坂町役場建設課建設班へ提出してください。

- (1) 小規模修繕等契約希望者登録申請書(様式第2号)
- (2) 契約実績報告書(様式第3号) ※元請、下請は問いません。最低2件以上記入してください。
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し ※建設業許可書等も可
- (4) 法人の方は、商業登記簿謄本(法務局で発行)
個人の方は、身分証明書(小坂町町民課窓口で発行(本籍のある他市町村役場で発行))
- (5) 納税証明書(小坂町町民課税務班で発行)

4 その他

- ・登録の有効期限は2年に1回行われる定期の登録受付による登録の認定の時(令和7年3月)までとなります。なお、登録申請を行い小規模修繕登録簿へ登載された方が、必ず修繕の契約を確約できるというものではありません。
- ・「小坂町住宅リフォーム支援事業」の補助金申請する場合は、町へ「入札参加資格申請」は又は「小規模修繕等契約希望者登録」を提出した者の施工でなければ申請できません。
- ・既に「入札参加資格申請」を行っている者は、「小規模修繕等契約希望者登録」を行う必要はありません。

【問い合わせ・申請先】小坂町建設課建設班

〒017-0292 小坂町小坂字上谷地41-1 TEL : 29-3910 FAX : 29-5481 E-Mail : kensetu@town.kosaka.akita.jp